国内短期金融市場における市場慣行について

短取研幹事(UFJ銀行)

- 1.市場慣行の基本的な考え方
 - (1)市場は資金の循環を図るため、約定及び決済に関する選択肢を提供し市場参加者が適切な方策を組み合わせることにより、円滑な市場運行を実現させる。
 - (2)2001 年 1 月 4 日より開始した「日本銀行における資金決済及び国債決済の RTGS 化 (Real Time Gross Settlement(即時グロス決済))」に伴い市場内での決済額を削減する方策が市場慣行の主目的となっている。
 - (3)資金の円滑な循環を図るため、資金の取り手から出し手に対する返金を 先行させるルールとする。
 - (4)国債等「物」に関わる資金決済は優先的に決済する。
 - (5)市場参加者は、決済の迅速性、効率性を追求するにあたり、その前提として 事務処理の正確さなど決済の安全性にも十分留意し対応を行う。
- 2. 具体的な市場慣行事項
 - (1)コール取引の基本ルール

資金循環の円滑性実現について

資金取り手側/返金(支払)先行の確行

- ・資金の取り手は午前9時以降直ちに、可能な限りの返金(支払)を行う。
- ・また残りの返金などに関しても 遅くても午前10時を目処に実施する。

資金出し手側/迅速な決済資金の受領確認と当日の資金放出 資金の出し手は、取り手からの返金を直ちに確認したうえで、迅速に 当日の資金放出を実施するように努める。

決済時刻の付与

約定にあたっては決済予定時間(時刻)を明確にする。

約定確認行為の迅速化 ~ 「約定確認」行為のネットワーク化

- ・即時グロス決済の実現のもとでは、約定から決済に至る工程に要する 時間の短縮化が必要不可欠である。
- ・短資会社を媒介若しくは相手先とするコール取引については、約定実施後に 約定確認として取り交わされるコンファメーションに関して、「短資約定確認 システム」というネットワーク型のシステムを各参加者が導入実施。迅速な 約定確認事務を遂行している。

資金決済実務処理の迅速性

約定締結部署から決済実施部署への業務処理手順、決済実施状況を迅速に 把握し 適切な判断・対応をサポートできるような事務処理体制やシステム 構築が不可欠。

資金循環の効率性実現について

決済額圧縮のための手法(1) ~ ネッティングの実施~

コール資金取引の債権・債務について、その差額のみ決済(ネッティング)を 行うことによって決済の円滑化を確保しようとするもの。

- ・決済日を同じくする複数の債権・債務を有する場合に実施。
- ・取引における二当事者間の相対で実施するバイラテラルネッティング。
- ・決済日はネッティングによって算出された差額のみ決済を実施。
- ・決済の時間帯は、「当日約定当日スタート分」と「先日付取引分」とで異なる 前者が決済日当日の午前 10 時~午前 11 時目処。後者が午前 9 時~ 午前 10 時目処としている。

決済額圧縮のための手法(2) ~オープンエンド取引の実施~

取引当初は取引決済日を特定せず、取引当事者のいずれか一方が取引決済済 通知により取引決済日を指定できる取引。出し手はいつ必要になるかわからない 資金を運用することができ、取り手は決済額の圧縮に寄与できる。

- ・ネッティングと同様の経済効果が図れる。
- ・約定内容(含む 決済時刻)も相対で取り決める。

取引活性化について

日中コール取引の創設

資金繰り円滑化をはかるために、日中の一定時間においてコール取引により 資金の貸借を実施するもの。活性化を促進するため、標準化物を策定した。 コール手形の省略化

- ・欧米諸国での市場取引、ユーロ円取引など手形を発行しない取引(手形レス取引)が主流でもあり、発行事務・デリバリー事務の効率化及び手形喪失に伴うリスク回避の観点から、相対でのコール取引にて手形レス取引が慣行化。
- ・コール取引が約定した時点で取引が成立する慣行に鑑みれば、諾成的消費 貸借契約として捉えられるため、口頭でも有効に成立し、手形がなくとも 取引は有効とする考えのもと、手形レスが浸透しつつある。

(2)コール取引以外の「資金取引」に関する慣行

オープン取引(CP、NCD)の資金決済時間帯の制定

コール取引の資金決済時間帯が午前中に集中するため、資金循環の観点から オープン取引の決済時間帯を午後1時~午後3時までとしている。

日銀小切手の使用について

日銀当座預金口座にて決済を行う場合は、日銀ネットでの振替指示送信によるもの以外に、日銀小切手による決済も可能である。 但し 日銀小切手は決済時刻を付与できないため、結果として決済の

タイミングをコントロールできない。このため、原則 日銀ネットでの振替指示を使用するものとする。

決済事務に関する慣行(日銀ネットでの決済電文作成における留意点) 個別決済明細の取引内容を判別するために 日銀当座預金取引電文の 備考コードと呼ばれる欄に 日本銀行によって定めされた取引コードを 必ず入力する。決済明細と約定明細が相違した場合など 迅速に原因を 追求する手段としてキーとなるユニークなコードである。

民間集中決済システム

銀行協会が運営する「手形交換」「外国為替円決済」及び「内国為替決済」 東京金融先物取引所が運営する「金融先物決済」が該当。それぞれ 12 時 30 分、14 時 30 分、16 時 15 分、12 時に 日銀当座預金口座にて 決済される。

CLS 決済

Continuous Linked Settlement の略。外為決済リスク削減を目的として、CLS バンク(外為決済専門銀行)にて 多通貨決済を一元的に実施するプロジェクト。今年度の7月初旬に開業予定。円決済は日銀当座預金口座にて実施され、決済時間帯は14時から17時まで(日本時間)となっている。

(3)国債取引に関わるルールについて(『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』(日本証券業協会)より抜粋)

国債決済の円滑性実現について

国債渡し方側の行動指針

- ・ 午前9時以降できるだけ速やかに「国債受渡の依頼電文」を送信すること。
- ・ 日本銀行へ送信する電文は、一定の件数に到達したところで送信するのでは なく、極力速やかに送信しなければならない。
- ・ 当日中の決済を円滑に完了するため、正午までに当日分のほぼ全ての決済を 完了させるように努めること。

国債受け方側の行動指針

- ・ 国債の渡し方から国債受渡の依頼電文を受けた 国債の受け方は、速やかに 決済内容を確認のうえ、「資金受渡の依頼電文」を送信する。
- ・ 日本銀行へ送信する電文は、一定の件数に到達したところで送信するのでは なく、極力速やかに送信しなければならない。
- ・ 当日中の決済を円滑に完了するため、正午までに当日分のほぼ全ての決済を 完了させるように努めること。

カットオフ・タイムの遵守

- ・ カットオフ・タイムとは、一日の決済の終了を視野に入れ、フェイル(後述) 等の認識を行うために市場参加者間で「日銀ネット国債系稼動終了時刻の前 に設けた決済の締め切り時刻」のこと。
- ・ カットオフ・タイムを日銀ネット国債系稼動終了時刻の1時間前としており、 市場参加者はカットオフ・タイムをもって全ての国債受渡依頼電文の送信を 終了させることとしている。

リバーサル・タイムでの行動指針

- ・ カットオフ・タイムから日銀ネット国債系稼動終了時刻までの間をリバーサルタイムとする。
- ・ カットオフ・タイム時点で決済未了となった明細の処理(未了状態の解消や 未了に伴う余剰資金の運用、過誤明細の訂正など)を実施する。
- ・ 当日の決済を終了させるために、当該時間帯の有効活用が必要。

国債決済の効率性実現について

決済金額の小口化

- ・ 国債の取引を日銀ネット上で決済する際に1件あたりの上限額面を 50億円とするもの。
- ・ 約定金額と決済金額が一致するよう、約定締結の段階から額面を 小口化しておくことが必要。
- ・ 大きなロットの取引では、資金・国債の残高手当てに時間を要し、 決済が遅延する惧れがあるほか、日中未決済残高が大きく積みあがる 可能性があるため、小口化の慣行を導入したもの。

決済額圧縮の手法 ~ ネッティングの実施~

- ・ 決済量の圧縮、資金負担の軽減を意図して、2当事者間で期日を同じくする 国債の引渡し債務と資金支払い債務が相対して存在する場合には相殺し、 差額分を決済するもの。
- ・ 同一銘柄であれば、額面が異なっていてもネッティング実施可能。

フェイル慣行の遵守

- ・ フェイルとは、国債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が 経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡しされていないこと。
- ・国債のRTGSでは、決済事務の増大や取引連鎖による決済の遅延により ある程度のフェイルは発生せざる得ない。海外主要市場でも、取引の拡大や 決済の円滑化、効率化のため、「フェイルの多発は避けるべきであるが 発生自体は忌避すべきでない」という認識が定着している。国内市場でも RTGS開始後1年を経て、フェイル慣行が定着してきている。
- ・ フェイルした先には罰則を課すことはしない。

以上

2003年2月24日

障害・災害発生時におけるコンティンジェンシー対応について

短取研幹事(UFJ銀行)

欧米でのベスト・プラクティス(SIA:Securities Industry Association 米国証券業協会の事例から)

- (1) バックアップサイト
 - ・複数施設の確保に関しては、普段利用しないバックアップサイトを準備する 認識はなくなりつつある。稼動しないオフィスやシステムは無駄な投資であり 定期的な運用テストを実施するだけでは、本番環境と同じ状態を維持する事は 難しいと考えられるため。
 - ・対応として、2ヶ所のサイトを定期的に立場を入れ替えて運用する等の事例が 増えている。ある程度のコストを許容する場合、2つ以上のサイトを同時稼動 させるなど。
 - ・バックアップサイトの数は1つが通例。
 - ・地理的分散とスタッフの移動については、適切な解決策はない。
- (2) データバックアップ、ストレージ管理
 - ・ポイントは「プロセスリカバリー」。単なるデータ保管ではなく、ビジネス 継続性に求められるバックアップデータへのアクセスと再活用の観点から 運用管理を行うことが命題。このためにはリカバリーが実施しやすい形での システム構築が必要。
 - ・欧米ではディザスターリカバリー(DR)ベンダーが確固たる役割を担っており BCP コンサルティングから臨時サイトの提供、データの保管、災害時における ハードウェアの早期提供などをサービスとしている。多くの金融機関が利用。
 - ・DR ベンダー利用の際の留意点が明確に記載されていることも特徴。
- (3) 業界横断的検討体制について
 - ・SIA の中に BCP 委員会を 2001 年 11 月に設立。同委員会は大手金融機関、 市場・取引所、各種団体、オンラインブローカー、各種決済機構など 38 機関 で構成されている(人数は 120 名程度)。
 - BCP 委員会のミッション:

業界全体にわたる災害復旧及び事業継続計画の作成 緊急時における行政当局との連絡・調整

業務継続計画に関する情報を業界全体に共有、浸透させること

・BCP 委員会は理事会を筆頭に9つの小委員会から構成され、それぞれ 特定分野に焦点を当てて活動実施。

指令センター 取引所と公共基盤 事業計画 技術計画 クリティカル ベンダープラン ベストプラクティス 啓蒙及び教育 ダウンタウン地区

再開発 保険

- ・通信企業といった主要なインフラ提供企業と相互交流する必要があり、両者は協力して業界レベルでのテストを行う必要性があることを認めている。
- (4) 情報の集約系統 (BCP 小委員会/指令センターの役割・活動)
 - ・BCP 小委員会である指令センターが担当。役割は、 非常時の災害から ビジネス復旧までの全体的調整 業界全体の連絡体制の確立および行政 当局との連絡・調整、であり 緊急時における業界の「情報ハブ」として 機能することが期待されている。
 - ・災害発生時には情報伝達だけでなく、物理的な事務所も設置され、スタッフが 配置される仕組みとなっている。物理的拠点も事前に決定されている。
 - ・さらに、ニューヨーク市が管理・運営する緊急管理事務局(OEM)と提携しており、災害発生時には市場関係者は OEM の指令センターを通じて提供される一連のサービスにアクセスが可能となっている。
 - ・各金融機関や各種金融団体(取引所・決済機構)のみならず、電力会社・電話会社 といった公益企業のプライマリーサイトとバックアップサイトの連絡体制の 情報を管理するデータベース構築を検討している。

(5) 情報集約ツール

- ・非常時での最も有効な連絡ツールはインターネットであった。ネットワークの パフォーマンスは落ちたものの、電子メールで迅速に連絡がとれた。
- ・ワイヤレス網も強いことが実証されたため、多くの企業で双方向ポケベルなど E メール送受信のための携帯端末を利用するようになっている。
- ・緊急用ウェブサイトの構築:

金融機関同士の情報交換の場となり、迅速なビジネス遂行体制の構築に大きく寄与した。

取引所の再開目処や決済に関する情報、行政機関からの通達や規定まで、復旧活動に必要と思われる情報を集約・掲載。

・通常時の情報共有:

SIA のウェブサイトで BCP に関する情報サイトを運営。事業計画の共有や意見 反映を実施させながら、実効性のある対応プランの update を実施。

(6) BCP 有効性の検証

- ・ 業界横断テストを計画中。
- ・ 電力、通信基盤などインフラを提供する企業の災害対策の準備状況を調査し 災害に対してどの程度復元力に寄与できるか調査実施。

- (7)当局対応・法規制について(今後出てくる可能性のあるもの) 業界横断的な BCM 構築とその履行 はコリティに関する基準と報告ルールの作成 金融システムの安全性と完全性を保つための保護策 米国金融情報レポットリ (データベース)の構築 金融版 FEMA の設立 金融界での保険基金設立 業界 横断的かつ安全な通信基盤網の構築 等
- (8)BCM(Business Continuity Management)対応策の具現化
 - ・具現化については、直接的な法律・規制の施行による強制措置から BIS 規制のような間接的対応、任意による対応、業界でのディファクト スタンダード化など、幾つかの方法と手法が考えられるが、白黒を はっきりと分けられない場合も多く、法規制等のトップダウン対応には 限界がある。
 - ・各金融機関や業界団体、各種決済機構等が試行錯誤の上、ノウハウを 持ち寄ることで、最良の BCM 手法が使用されるようになり、ディファクト スタンダード化していくものと考えられている。

【SIA 事例の特徴】

業態間の連携:

各金融機関、機関投資家及び取引所などの自主規制機関といった 市場関係者が業態の枠を超えて 日頃より連携して意思疎通を図り 懸念事項に対処・調整するための話し合いの場を設定・運営して いること。

ビジネスとテクノロジーの融合:

具体的な BCP 策定にあたり、ビジネス面や法制面だけでなく テクノロジー面も含めて包括的に検討・ルール化していく場を 設けて対応を図っていること。

(参考文献:大和レビュー 2002年秋号「911テロの教訓を生かす」)

<u>障害・災害発生時のコンティンジェンシー対応について(「市場運行状況の想定描写」)</u>

短取研幹事(UFJ銀行)

	商品区分	既約定·未決済取引	新規約定取引	新規約定取引
次人			災害発生日~警戒宣言解除まで	警戒宣言解除後
資金	<u> </u>			
	振替(日銀ネット)	基本的には潤沢な資金を手当てするため、	当座預金残高に応じて、承認可能なものから	当座預金残高に応じて、順次決済実施
		未決済明細は順次実施されていく	順次決済実施	
	媒介コール(短資会社)	・無担保 : 振替と同様(約手搬送不可能)	・一部取引開始するも必要最小限度の	・取引は少しずつ活発化。
		・有担保:同上かつ(担保振替指図不可能)	▋取引に限定。決済を優先させるので	
			自主的な取引は自粛せざるを得ない。	
			·短資約定確認システムは利用困難。	·短資約定確認システムは復旧後利用。
	DDコール	・無担保:上記同様(ただし手形省略は可能)	一部取引開始するも必要最小限度の	・取引は少しずつ活発化。
		·有担保:同上(DVP不可能)	取引に限定。決済を優先させるので	
			自主的な取引は自粛せざるを得ない。	
	手形CP·NCD	·NCD∶証書発行できず	警戒宣言解除まで取引中止(又は限定される)。	一部現先取引再開か。但しファンディング
		·CP:手形発行できず	対顧客取引上やむを得ない場合に限り実行。	を実施する場合は原則コール取引にて。
	手形交換決済	東京銀行協会のコンティンジェンシープランの通り	東京銀行協会のコンティンジェンシープランの通り	東京銀行協会のコンティンジェンシープランの通り
	外為円決済	日銀ネット利用細則の通り	日銀ネット利用細則の通り	日銀ネット利用細則の通り
	内国為替決済	東京銀行協会のコンティンジェンシープランの通り	東京銀行協会のコンティンジェンシープランの通り	東京銀行協会のコンティンジェンシープランの通り
	日銀オペ	日本銀行による対応に準じる	 日本銀行による対応に準じる	日本銀行による対応に準じる
	1		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	その他	日本銀行による対応に準じる	 日本銀行による対応に準じる	日本銀行による対応に準じる
	/国庫金、税金等	1 20,3,20,0,0,0		- 1 2013 1201 3 7370 12 1 3 3
	, 1,7 22, 1,0 32, 13	1	II .	II

2003年3月18日

短期金融市場取引/基本契約書整備に対するアンケート結果

短取研幹事(UFJ銀行)

1.契約書を整備するニーズの有無とその事由

- ・リスク管理、コンプライアンスの観点から、コール取引にかかる基本契約書 の雛形の整備を求めるニーズは根強いものの、あくまでも雛形は、必要最小 限度に留め、細目は個社対応として整理していくことが望ましい。
- ・権利関係を明確にする必要性からニーズ有り。手形レスでの DD コール取引において、統一的な契約書式があれば債権立証面や延滞損害金計算の根拠として有用。
- ・リスク管理面に対する関心は強いが、差し迫ったニーズは出ていない。方向性という意味では望ましいという認識はあるが、コール取引が余資・待機資金運用という性質が強いため、柔軟性を失うデメリットに対する警戒感が強い。最終的には取引当事者間で相対で定めていく為の雛形のようなものを想定している。
- ・基本契約書の整備により商品・市場間の壁が撤廃されることになるため より 柔軟かつ活発な取引が期待できる。しかし現時点で整備を行うことはタイミング的には必ずしも適当ではない。
- ・必ず必要というニーズはないが、法的な整備は実施しておいた方がいい。
- ・個別の約定書、覚書等が種々存在し、包括的な形になっていないので、 わかりづらいという問題がある。その点を整備するために基本契約書策定 が必要との認識。
- ・関心はあるが、差し迫ったニーズはない。
- ・大局的には、不特定多数が恒常的に実施する取引については基本契約書を整備し権利関係を明確化にしておくことが望ましい。但し、現状はあればベターといったところ。
- ・取引における法的整備とかクレジットリスクに対するリスクカバーという 点から整備を行うことはよい。但し、資金の出し手、取り手がほぼ一方向 であればネッティングの効果もないため、如何に有効なものにするかが重要 だと思われる。
- ・契約書を必要とする相手先には個別に締結実施済。コール取引の法的性格に 鑑みても、契約書締結を推進するニーズは乏しい。
- ・ 一括清算条項の手当ても含め、ニーズ有り。

2 . 契約書整備に関するメリット・デメリット

(1) メリット

- ・コール取引の法的性質の明確化。
- ・デフォルト時における債権債務の取扱いの明確化。
- ・権利関係の明確化。
- ・手形レス取引の活性化寄与。
- ・雛形提示による利便性供与。
- ・信用リスクの高度化。
- ・権利関係の明確化及び信用リスク等の軽減。
- ・市場標準基本契約書策定により、取引の法的性質やリスク所在の共通理解が 得やすくなること。
- ・デフォルトによる清算手続きなどが明確になるため、信用リスクの把握が より実体的になる。
- ・コール取引を一括清算の対象とする方向は、リスク管理上望ましい。
- ・決済リスク、信用リスクのコントロール。
- ・手形レスコール取引の拡大を図れること。
- ・有担保取引の担保種類の拡大等、相対取引形態の多様化促進。
- ・リスクカバーに繋がる。
- ・信用リスクへの対応、利便性の観点、基準の明確化から必要。
- ・権利関係の明示という視点から、一括清算条項を中心とした基本合意書の 取り交わしは有効と考える。

(2) デメリット

- ・契約書締結にかかる事務及びコスト負担、市場規模への影響。
- ・取引の迅速性、柔軟性に支障をきたす懸念、制度変更などのイベント に伴う契約書内容変更の煩雑性。
- ・運用手段の拘束、市場流動性低下。
- ・複数ファンド、受託の存在に起因する契約管理等の煩雑さ。
- ・多数の相手と契約を締結する煩雑さ。
- ・詳細な規定を作るほど、実際の取引の機動性や円滑性が損なわれこと。
- ・契約書締結の事務負担、資金取引の必要条件とした場合の取引縮小懸念。
- ・信用リスクの管理がグロスなのかネットなのか混乱する可能性。
- ・DD コールが主流になる中で、相対性が強いため、統一的な基本契約は 難しいのではないか。リスク管理面でも柔軟性に難がある。
- ・ゼロ金利下で、収益性が低い短期金融市場において、さらなるコスト増要因 を導入した場合、さらなる市場縮小に繋がる懸念。
- ・契約書締結の有無によって取引対象先が絞られてくる可能性。

(2(2)契約書締結のデメリットの続き)

- ・契約書水準によっては、取引が有する柔軟性、利便性が損なわれる 可能性あり。
- ・契約書未締結先との取引が出来なくなる可能性あり。調達サイドの場合 通常相手を選別しないケースが多く、契約書を締結しない先と当たった 場合、当日の資金調達に影響を及ぼす懸念。
- ・メンテナンスも含めた事務負担増加。市場の機動性を損なう懸念。

3.契約書整備ニーズがある場合の具体的ニーズ(含む 課題)

(1)契約書形態(個別契約書 OR 包括契約書)

個別契約書整備に賛同する意見 <但し 賛同する意見は少数>

- ・取引種類毎の基本契約書の整備を行ってほしい。
- ・取引種類と相手先を考えた場合、今後の取引拡張性の観点からずれば 個別契約書が単純である。
- ・理想から言えば、包括契約書がベターだが、整備までにかなりの期間や 手間を有することから、まずは 個別契約から手当てしたうえで、徐々に 包括形式に移行することが現実的ではないか。

包括契約書整備に賛同する意見 < 賛同する意見は多数 >

- ・短資取引代用証書制度における契約書差入方式と同じような形式が ベター。取引市場参加者は市場に契約書を差入れる形式であるため 新規先とコール取引を行う場合でも都度の契約締結は不要。
- ・個別契約書は取引の実体にそぐわない。個別取引の前提となる必要 最小限の約束事を基本契約書として あらかじめ文書化しておくべき。
- ・取引毎に契約内容が異なれば運用上不便であること、メンテナンス 負担に寄与できるもの。

(2)契約書にて定めるべき事項

- ・清算一括条項、手形レス取引についての明確な権利関係、債権・債務の 相殺条項、期限の利益喪失事由、遅延損害金、裁判管轄、約定の成立 要件・決済・担保・デリバリー等、一般債権等に対する優先順位。
- ・約定確認システムにおけるコンファームの位置付け、手形レスの位置 付け、市場取引要綱の位置付け 。
- ・デフォルト条項、一括清算条項。
- ・清算一括条項。
- ・債権債務の相殺条項、一括清算条項、ネッティングルール 様式(IDNA や ISDA に応じたグローバルスタンダード形式を希望)。

(3)実務上の課題について

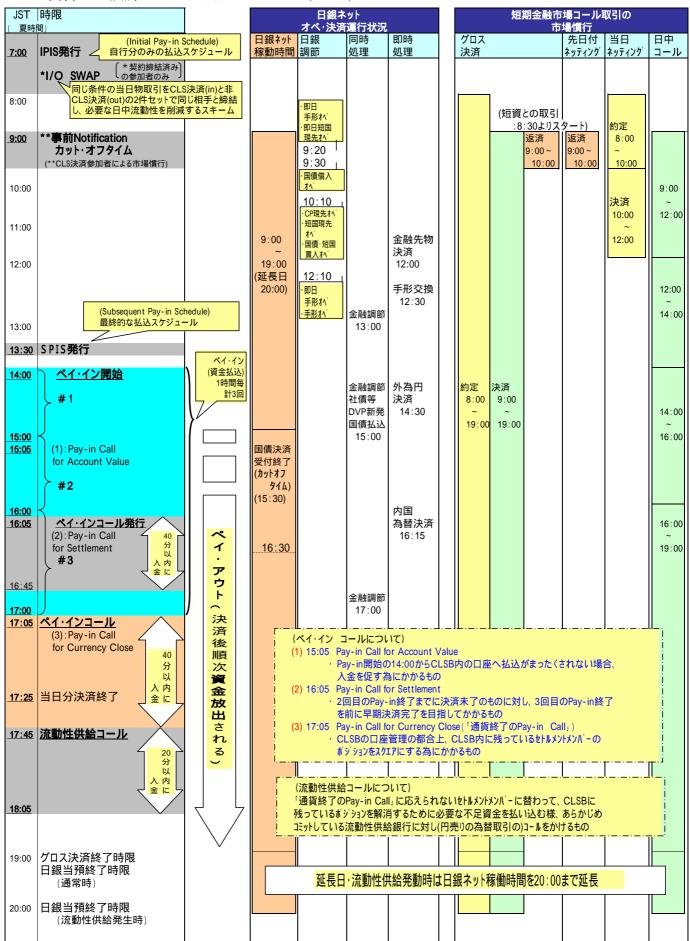
- ・銀行勘定については、リスク管理上、一括清算条項を契約書に規定 することが望ましい。但し、信託勘定については、委託書との合意も 含め、整理すべき課題も多く、今後、慎重に検討すべき事項と考える。
- ・信託勘定は、原則 資金の出し手側のみに位置するため、一括清算条項 等、実態にそぐわない部分もあり、検討が必要。
- ・有担保コールの担保の法的性質を質権としていることとの整合性。
- ・一括清算の有効性の範囲、他の取引等の相殺可否等の検討。
- ・契約の当事者、対象とする取引の範囲の検討。
- ・外銀等外国企業と締結できる内容かどうか、準拠法、裁判管轄権、 言語。
- ・デフォルト、清算などについてバックグラウンドになる法制が異なる ため、内容によってはリーガルより異論が出ることが考えられる。
- ・清算一括条項などについて、高い信用力を背景にした無担保取引で あるインターバンク資金取引が、担保付き取引であるレポなどと 同列に扱う事ができるのかどうか。
- ・銀行取引約定書との優先、劣後の関係など 本契約書の法律的位置づけ。
- ・一括清算条項を検討する際に、債務不履行事由をどう設定するか (コール、CP、CD等、法的性質が異なる商品であるため、整理が 必要ではないか)。
- ・既に IDNA を締結している取引先が複数あるので、この点を考慮して ほしい。
- ・基本契約書を締結していない相手との取引を排除するような性格に ならないように配慮すべき。

4.その他課題と思われる事項

- ・ 契約書締結の有無による取引条件の変化。
- ・ 契約書未締結先との取引実施に関する問題点の整理。
- ・ 契約不履行や破綻の場合の法律関係について、法令解釈やケース スタディの取り纏め。印紙税の検討。
- ・ 英国のインターバンク市場でも IDNA の締結は皆無である点。

CLS資料/CLS決済タイムテーブル

*(下線部分)冬時間は1時間遅れるもの



2002年8月29日

短取研 7月議事「短期金融市場の活性化」に関する論点

短取研幹事(UFJ銀行)

1.市場慣行の検証/検討

- (1) 返金先行ルール: 返金先行ルールの存在が返金時間帯の弾力的な運用を 妨げていることはないか。
- (2) 決済時間帯:オープン商品決済時間帯など 見直し要否有無。
- (3) 夕刻市場:国債のフェイルが発生した場合等、夕刻の資金運用ニースを市場慣行面から検討することの要否。

など

2.インターバンク取引へのクレジットリスク・カバー

- (1) 2002 年 4 月以降、金融機関が破綻すれば、コール取引もデフォルトになり コール資金は一般債権に埋没してしまう。コール取引を中心にクレジット リスクをカバーするような慣行が必要か否か。
- (2) 例えば、(欧米諸国に倣い)基本約定書の検討要否。

など

3 . オープン商品取引

- (1) オープン商品の DVP について。CP は電子 CP を契機に DVP が実現されるが NCD は現物有かつ非 DVP の状態であるが、CP・公社債・国債がペーパー レス化される中で、現状の NCD 取引をどう捉えているか。(ペーパーレス CP などに比して) NCD 取引に対する選好度は、どのように変化するか。
- (2) 電子 CP の取扱開始は、短期金融市場(特にインターバンク市場)に どのようなインパクトをもたらすものなのか。

など

4 . 有担保コール取引

- (1) レポ取引と比較されるが、有担保コール取引のメリットを活かすべく どのような活性化が図れるのか。
- (2)担保管理の高度化を図るべきか否か。担保管理の具体的項目としては、 担保の信用力審査 担保掛目水準の合理性、値洗い管理

など

2002年12月24日

各 位

2002 年度 短取研(12月)/意見交換のテーマについて

短取研幹事(UFJ銀行)

掲題の件、今回の意見交換の議題は下記テーマを予定しています。 併せて記載致しました論点につき、ご意見やご見解などを 事前に お考え頂ければ幸いです。

テーマ:「短期金融市場における資金流動性の将来像」について

論点:

- 1.短期金融市場の機能について
 - ~ 果たしている役割と現状の課題
- 2. 下記の諸点が 短期金融市場の資金流動性に与える影響を どう捉えるのか

参加者の拡大がもたらすメリットとデメリット (影響)

- ~ 郵政公社化後の短期金融市場参入、電子 CP による事業法人の参入 新商品・新スキームの俎上による影響
- ~電子 CP など

決済制度改革がもたらす影響

- ~ 民間集中決済制度改革、証券決済制度改革市場インフラ改革がもたらす影響
- ~ 国債清算機関、日銀ネットの高度化
- 3.(1及び2を踏まえて)将来における課題と対応方策

論点は以上です。前回(7月)のテーマに比して、かなり大上段に構えた テーマ設定であるため、漠然としたきらいがあります。今回は 統一的な結論を 求めるものではなく、短取研自体ひいては短期金融市場活性化に繋げる事を 目的としていますので、思うところをご自由にご発言頂きたく、お願い申し 上げる次第です。

2002年12月11日

2002 年度 短取研/日本銀行への要望事項一覧

短期金融市場取引活性化研究会

1. 日銀ネットの運行に関して

・内国為替延長時の国債系入力締切時刻の延長

2. 日銀ネット端末の機能に関して

- ・当座勘定取引において、同一社内の他店舗が管理する当座勘定の 取引履歴を取得
- ・共通担保に関して、日銀店舗跨りで横断的に利用できる機能
- ・新発債の時価公表の早期化

3.担保機能の向上

- ・担保掛け目:交付税特会等証書貸付債権の担保掛け目アップ
- ・適格期間:短期国債の償還日までの共通担保利用制限の撤廃
- ・担保繰り効率化への寄与:新現先オペで差入する担保は、現金 または債券のいずれかを選べること
- ・適格申請:縁故地方債の適格申請について、随時判定を要望

4.日銀オペ

・手形保護預かり事務手続きの見直し

5. 障害・災害発生時の危機時対応

- ・市場参加者側の日銀ネット端末 または CPU 接続回線がダウンした 場合の便宜供与(MT 持ち込み、日銀内での日銀ネット端末を利用 した代行入力)
- ・日銀ネット端末を他行の端末として使用できるように端末属性の 変更実施機能の付与

6.諸情報の公表

- ・日本銀行による短期国債買切銘柄
- ・DD コール取引の計数
- ・業態毎の準備預金残高(月次・平残)

7. 制度改革対応について

- ・電子 CP 取扱開始後の日銀オペの取扱い
- ・社債等振替法施行後の複層構造化の進展を展望した、日銀ネット 国債系の制度・規定の整備
- ・日銀ネットのネットワークインフラ高度化に関する情報開示、 市場参加者側の要望収集など

2002年12月11日

日本銀行への要望事項

短取研幹事

<u></u>	短取研幹事_		
要望事項	具体的ニーズなど		
1.日銀ネットの運行に関して 内国為替延長時の国債系入力締切 時刻の延長 【ニーズ度合: 】	・内国為替尻決定後の最終コール取引で、振決国債を利用した有担保コール取引が利用しやすくなる。 ・国債決済のネット支払分を内国為替の勝ち分で賄う等、効率的な日中資金繰り運営を行う上で有効。 ・全銀仕向超過限度額の臨時引上(現金拠出)資金源にITC機能を効果的に利用することが可能。 ・内為決済時刻の延長時は、月末、期末等 市中取引も含めた繁忙日に当たるため、決済システムの円滑な運営を確保する観点からも、国債系入力時限延長は有益。		
2.日銀ネット端末の機能について 当座勘定取引において、同一社内の 他店舗が管理する取引履歴を取得 する機能の追加 【ニーズ度合:】	・非オンライン店舗の資金繰りを本部(本店)で正確に把握する為に有効。 ~不突合時の原因究明、資金ショートの未然防止、全社ベースでの日銀当預口座上の資金繰り精度向上・非オンライン店舗と本部(本店)間の事務処理簡素化。		
共通担保に関して、日銀店舗跨りで 横断的に利用できる機能の追加 【ニーズ度合: 】	・日銀宛差入担保の差入総額を圧縮可能。現状は取引店舗 毎のビーク額に見合った担保を差し入れており、有効活用 できていない。 ・コンティンジェンシー対応の一環。換金可能原資として 危機時には集約的かつ機動的に即現金化させたい。 ・事務の簡素化。現行の取引店変更依頼入力が不要になり、 事務負担が軽減される。		
新発債の時価公表の早期化 ・照会取得開始可能時間を前倒し実施 (当日の午前8時半以前から) ・将来的には前営業日での公表 【ニーズ度合: 】	・発行日当日差入等の場合、当日朝の事務処理負担が大きい。 自社システムに時価を投入する金融機関が相当数おり、事務 ミス防止や事務負担軽減の観点から早期化を望むもの。 ・共通担保への入担が容易になり、担保繰り及び資金繰りの 機動性が高まる。		
3.担保機能の向上 担保掛け目:交付税特会等証書貸付債権の担保掛け目アップ【ニーズ度合: 】 適格期間:短期国債の償還日までの共通担保利用制限の撤廃【ニーズ度合: 】 担保繰り効率化への寄与:新現先オペで差入する担保は現金又は債券いずれかを選択できること【ニーズ度合: 】	・政府保証でもあり、実質的には国債と同様の信用力があるため、国債並みの掛け目にする事が妥当。 ・差入担保の有効利用(流動性供与拡大に繋げたい)。 ・短国担保のロールオーバー時には、資金繰り負担が一時的に2倍に膨らむ。この二重調達を回避できれば、担保効率向上を図ることができる。 ・償還日まで担保のフル活用により、担保効率向上に寄与。 ・現金差入が認められれば、差入の為の債券玉確保が不要になり、当該債券を共通担保に利用するなど担保効率向上。・市中取引慣行との整合性が図られ、新現先取引の活性化に寄与する。 ・将来的には、手形オベ担保と同様に、共通担保での与信としてもらいたい(担保管理の一層の効率化)。		

日本銀行への要望事項

短取研幹事

要望事項	担収研幹事 具体的ニーズなど		
3.担保機能の向上	Xm1- 76C		
適格申請:縁故地方債の適格申請に ついて、随時判定を要望 【ニーズ度合: 】	・随時判定とすることで、入担の機動性が確保され、担保繰り 流動性の効率化への寄与。 ・日銀適格担保としての引受ニーズも拡大するため、発行市場 の活性化へ寄与。 ・縁故地方債の発行量が増加している現状、円滑な市場運営 に資するもの。		
4.日銀オペ 手形保護預かり事務手続き見直し ・保護預かり事務の簡素化 【ニーズ度合:】	・手形保護預かり事務を日銀ネットによる処理で実施。 ・手形搬送リスクは軽減されたものの、通帳の授受が必要な他、手形金受領印を日本銀行にて押捺する必要がある(かつ領収印の携帯が必要)など相応の事務負担・事務リスクが残存する。手形不発行の実現などにより、事務手続きの見直しを要望するもの。		
5.災害・障害発生時の危機対応 具体的機能の供給 ア、市場参加者側で日銀ネット端末 又は CPU接続回線がダウンした場合の 便宜供与 ・MT持込 ・日銀内での日銀ネットを用いた 代行入力 イ、日銀ネット端末を他行の端末として 使用できるように端末属性の変更 実施機能 [ニーズ度合: (ア及びイ併せて)]	・あらゆる事態を想定し、実効性を事前に高めてお〈事が望まし〈、出来る限り幅広の機能の提供を望む。 ・書面作成の負担が大き〈、実効性が低いと思われるため、日本銀行内での日銀ネット端末への代行入力、FDデータ転送の利用を希望する。 ・バックアップサイト、書面ベースでの対応の他、危機時対応の選択肢を増やすことは補完の意味でも効果的。 ・バックアップサイトの共同運営や金融機関相互での資源提供契約を可能ならしめるための機能として希望。		
6.諸情報の公表 日本銀行による短期国債買切銘柄の 公表 【ニーズ度合:】	・市場における個別銘柄の流通量並びに資金需給動向の推測が容易になる(特に償還日の資金需給)。 ・公表することで市場の価格形成が円滑になったり、短国レポ市場の育成に貢献するなど、市場流動性の向上が期待できる。 ・長期国債は公表しており、短期国債も平仄を合わしてほしい。		
DDコール取引の計数 ・月次ベースのDDコール取引計数を 提供。具体的には、現行手計算している 右記の数字をダイレクト(ホームページ上に掲載する等)に表示してほしい。 ・上記を踏まえたうえで、将来的には デ・タ公表内容の充実を図って頂きたい。 (例:期間別出会い状況(取扱高、最高・最低・平均レート等)	【現状の算出方法】 金融経済統計月報(日本銀行調査統計局)にて業態別の B/S統計の中で、コールマネー、コールローンの項目がある。 この計数から短資会社経由の取引量を控除する事で算出。 ・現時点での計数算出は可能とのことだが、ダイレクトで 数字を取得できるように便宜を図ってほしい。 ・DDコールが活性化している現状では、現状の計数(短資会社経由のみ)だけではコール取引の一面の開示に留まり (特に金融機関以外の取引先に)事実が歪曲する懸念。 ・資金フローの把握に有用な計数の公表は、無用な流動性 不安を緩和する効果がある。 ・運用・調達方針の策定時に、実質的な市場残高を把握する 事は非常に有益なもの。		

日本銀行への要望事項

短取研幹事

要望事項	具体的ニーズなど			
6.諸情報の公表 業態毎の準備預金残高(月次·平残) 【ニーズ度合:】	・資金の滞留度合を把握できるため、市場運用・調達方針を 策定する際に参考となるもの。 ・短期金融市場の資金構造が明示されるため、憶測ではなく 事実に基づき、市場活性化に向けた議論形成が可能となるのではないか。市場情報はなるべく開示させることで、市場の 透明度を高めることに繋がり、市場信認度向上に寄与する。			
7.制度改革対応について 電子CP取扱後の日銀オペの取扱 (ニーズ度合:)	・日銀オペの実施は、発行市場・流通市場双方の活性化に 資するもの。 ・短期金融市場での資金流動性供与の観点からニーズ高い。			
社債等振替法施行後の複層構造化 の進展を展望した、日銀ネット国債系 の制度・規定整備 【ニーズ度合: 】	・証券決済制度改革を踏まえた決済インフラの整備は 取引活性化に寄与。			
日銀ネットのネットワークインフラ高度化 に関する情報開示、市場参加者側の 要望収集など 【ニーズ度合: 】	·各利用先の対応スケジュール等の検討に便宜供与を 図って頂きたいもの。 ·日銀ネット端末の諸機能への利用先ニーズの反映を 要望するもの。			

注:ニーズ度合について(:極めて強い、:強い)

【以下 余白】

|日銀ネットのネットワークインフラの高度化に関するアンケート| / 集計結果

短取研幹事(UFJ銀行)

1.現時点での要望事項について

(1)どのような情報公表を希望しますか。

要望事項

- A. 具体的なスケジュールについて
- B. ネットワークインフラについて
- C. 新 CPU 接続について
- D. セキュリティについて
- E. その他

A.具体的なスケジュール

具体的なスケジュールの早期公表

今後(2004年度後半に向けて)の検討スケジュール

最終目標の具体的な説明

システム対応検討を実施するための技術資料(CPU 接続条件書)の早期公表

(暫定的な概略の段階的な開示でも可)

新端末仕様の公開時期・導入時期

日銀への申込みから導入までのスケジュール

各工程毎のテスト実施時期

テスト/本番移行用の回線増設は必要か、または可能か等接続試験の方法(機器構成含む)·内容

B.ネットワークインフラ

ネットワークインフラについての方向観

ネットワークの切替方法等、移行方法の詳細

SWIFT NET への乗り入れ等

SWIFT フォーマットに関する電文仕様イメージ

現行の電文フォーマットの変更の有無

SWIFT フォーマットの利用方法

利用促進にむけた日銀の対応

SWIFT NET 導入後に予定されている XML 化について日銀の対応方向

今後 SWIFT の変則的な仕様変更に対し、円滑な運営の観点から日銀が交渉に関与していく意向はあるか

C.新 CPU 接続について

具体的な開発スケジュール

新 C P U接続のシステム構成・仕様 (確定時期及び申請方法を含む)

CPU接続に対する日本銀行側条件の変更有無

新端末の導入スケジュール(現行方式と新 CPU 接続方式の併行運用も含む)

3 年間を併存可能とし、システム対応をいつ立ちあげれば間に合うか目線が欲しい為 新端末導入に伴うコストの早期公開

具体的開発スケジュールや仕様は、案の段階でもよいので、早期の公表を希望 NTC ファイル伝送及び FD 交換の今後の対応

機能継続の有無

廃止される場合には、システム対応負荷が大きく早期開示が必要

新 CPU 接続との機能比較(伝送速度の高速化も含めて)

取扱可能な対象電文等の差異から、新 CPU 接続による NTC ファイル伝送の機能劣化が懸念される為

D.セキュリティ

セキュリティ管理・対策の具体的内容

ネットワークにおけるセキュリティ管理仕様 (暗号化等)

認証局等の設置の有無等TCP/IPにおける認証

ユーザー及びユーザー権限管理

E.その他

利用者の意見・ニーズ等公開

Website での Q&A、メールでの質問回答 全てソフトコピーでの情報取得可能

全体の進捗状況

各利用先の対応状況

システムリスク面の検討状況

具体的な計画案、導入における業務またはシステム関連調査

日銀ネット端末上での担保適格公表銘柄の拡大(照会機能の向上)

個別行単位で必要となる機器構成

1.現時点での要望事項について(続き)

(2)情報の提供方法について何か要望がありますか。

- (A.説明会の実施
 - B. ホームページへの情報公開
 - C. その他

A. 説明会の実施

説明会の定期開催の検討

希望金融機関の直接参加可能な説明会の実施

システム担当者向け説明会の実施

IT 担当部門を対象とした情報提供機会の設定

システム開発担当者間での(定期的な)質疑応答の場の設定

SWIFT フォーマット関連について、外為部署を対象とした(定期的な)質疑応答の場の設定

B. ホームページへの情報公開

日銀・全銀協のホームページの活用

短取研専用ホームページ創設の検討

日本銀行ホームページでのタイムリーな情報提供

Website から最新情報取得

Website から各種情報ファイルの取得

C.その他

短取研の場での具体的な説明

短取研で日本銀行の方が説明する機会があるならば、質疑応答をQ&A集等に纏めて公開を希望

日銀ネット参加者に資料送付

資料の電子ファイルでの提供

1.現時点での要望事項について(続き)

(3) 当該プロジェクトに対する要望は何かありますか。

要望事項

- **A.スケジュールについて**
 - B. セキュリティについて
 - C. 電文フォーマットについて
 - D . その他

A. スケジュール

各制度改革とのバランスを考慮したスケジュール

他のCPU接続関連のプロジェクトとの実施時期を考慮した計画導入案を作成して欲しい (その計画案にて、CPU接続関連のプロジェクトの全体像が把握できるとよい)

参加者のシステム投資、システム開発リソースに過度な負担が発生しないよう実施時期に ついて配慮して欲しい

個別行でのシステム対応期間の確保について引続き配慮して欲しい

日銀ネットもXML化する方向であれば、SWIFTのXML化とできるだけ同期をとって欲しい

スケジュール感については参加者からの意見を十分取り入れて欲しい

スケジュールの早期公開

B. セキュリティについて

導入コストやランニングコスト等の軽減

システム投資負担・システムトラブル・システムリスクを考慮してほしい

TCP/IP・CORBA利用の為に、ベンダーソフト(ミドルウェア)を使用することになると思われるが、製品のバージョンアップについては利用者に極力メンテナンス不可がかからない様にして欲しい

セキュリティ確保の対策

TCP/IPを利用する為のセキュリティ機能について、それが利用者の利便性を損なわない様に配慮して欲しい

C. 電文フォーマットについて

相手方の状況を考慮すること無く送受信の対応が可能なシステムの検討

「電文を受信する相手がSWIFTフォーマットでも受信可能かを予め確認してから送信」する運用ではシステム面や事務面での複雑さが予想される為

例えば、移行期間(並存期間)は日銀側のシステムでフォーマットの違いを吸収して頂くなど対応を検討して欲しい

新フォーマットの統一

システム開発負担の観点から

その他

電文フォーマットの異なる利用先間の取引に支障が生じぬ様にしてほしい 新日銀ネットワークで使用するメッセージフォーマットの早期開と、国債の取引・決済の上流工程で構築されるインフラ(電子取引システム、照合システム、清算システム)との整合性の確保

D . その他

従来の専用端末の供給の継続

平日の日中時間帯に日銀ネットにフリーアクセスできるテスト環境の構築・開放 接続先金融機関が曜日・時間帯を問わず日銀ネットのオンライン接続試験を自由に行う為

2 . 日銀ネット端末への具体的なニーズがありますか。

ニーズ・項目

- A. 照会機能の向上
- B.新機能追加
- C. オンライン化
- D . その他

A. 照会機能の向上

日銀ネット端末上での担保適格公表銘柄の拡大

公募事業債・公募財投機関債券についても端末上の照会を可能にして欲しい

照会(受払明細(相手先・取引通番指定)コード 22923)において、当日分だけでなく過日 分も照会可能として欲しい

異動明細照会機能搭載

各照会機能の向上及び電子化推進

特に、定期的作業となっている担保時価・掛目の取得について現行機能(FD交換を含む) の向上またはCPU接続による取得実現を希望

B. 新機能追加

詳細なステータス管理機能の追加

日銀ネット利用先による情報交換機能追加

資金繰りを担当している本部の日銀ネット端末への、各店の手形交換決済予定額等、時点決済 予定額の照会機能追加

受信電文内容や照会結果の画面表示

現状では各種通知は原則プリントアウトベースでしか見られない。また各種照会結果もプリントアウトしないとわからないものが多いため

自行の決済予定、当日決済結果の照会結果のダウンロード機能追加 データのファイル転送機能の利用を可能として欲しい C. バージョンアップ / オンライン化

オペ・担保・市場取引関連

新現先オペのマージンコール(国債)の CPU 接続

但し、共通担保化が早期実現なら不要

新現先オペのサブスティテューションの日銀ネット端末での対応及び CPU 接続

市中銀行のサブスティテューション実効頻度が高ければ対応を希望

但し、個別参加者のシステム投資スケジュールがある為、実際の接続開始時期は必ずし も日銀ネットシステムリリースと同時とはならない可能性がある点を御承知頂きた 売出手形オペ「買受申込書」提出を、日銀ネット端末入力による申込みへオンライン化 書類の提出を廃止

(担保関連)手形・代用証書等現物の返戻を「担保領収書」、「担保返戻済通知」の持込時に 変更

手形・代用証書等の返戻時、端末への入力及び「担保領収書」、「担保返戻済通知」の持 込が午前 10 時までなのに対し、手形・代用証書等現物の返戻が午後 3 時頃となってい ることから 2 度窓口に行かなければならない手間を無くす為

担保余裕額の更新を現物返戻の時間まで延長

長期国債の発行日のカットオフタイムの延長

新発債の9時発行に伴い、カットオフタイムの延長制度が見直されたが、やはりこの日の決済件数は他の日に比べ明らかに多く、処理時間を確保したい為

操作性の向上

入力の簡略化

日銀ネット画面メニュー項目をオペ毎に細分化

FDバージョンアップの見直し

オンラインによるバージョンアップに変更

FDによるプログラム更新を、日銀サイドからの遠隔操作に変更

日銀ネット参加行の連絡先一覧のオンライン還元

日銀ネット当座預金番号のマスタを電子化、及び更新のオンライン化

日銀ネット権限者カードの届出事項ほか各種届出の電子化

日銀通達の E-mail 対応化

NTC の伝送速度及び伝送方法の改善(高速伝送を希望)

端末からの電文送信の高速化

ファイル伝送機能の向上(複数の端末から送受信が同時に行える等)

円決済のコード化(依頼・受取銀行のコード化)

当預残高、準備預金関連、差入担保価額などの日銀端末から検索できる過日分データをファイルの形で自行のシステムに取り込めるようにして欲しい

データベース化

パソコン利用可能に伴い、当座系・国債系・担保系及び受信電文のデータベース化(Excelでのデータ保存、検索等)を希望

端末フォーマットの DOS 化

CPU 対象電文の拡大

国債元利金償還及び利金支払取引、社債等 DVP 資金受渡取引、日銀ネット手数料 引落し

新端末における機能拡充

事務マニュアルの閲覧化、日銀報告書フォーマットの公表等 パソコンをベースとした端末に切替えられた場合にも、 C P U 接続を行わない先には、 現行のファイル伝送機能と同様の機能を提供してほしい

D . その他

普通紙が使用可能なプリンターへの変更

EX一方通知電文の出力端末設定を接続先金融機関で任意に設定可能として欲しい

従来の専用端末の供給の継続、使用可能期間の長期化、価格の引き下げ

現行端末の継続使用長期化とパソコン使用の場合の導入コスト低減

送受信データのファイル加工・キュエリー機能

SWIFT端末及びSWIFTのネットワークインフラを利用できる形の検討

機動的に日銀ネット端末を増設できる仕組み作り

国債系において、元利払手数料等の日銀支払手数料のデータ還元

次期システム構築ベンダーの提供する PC 以外の稼動保証

例えば、ネットワーク構築が日立製作所の場合、富士通や NEC 等の PC でも稼動保証をして欲しい

以上

平成14年度 研究会構成メンバー

金融機関名	役 職 名		氏	名	3
U F J 銀 行	総合資金部次長(4月·5月)	廣	中	享	=
	総合資金部次長(6月~9月)	峯	島	泰	樹
	総合資金部次長(10月~)	菅	野	耕	平
み ず ほ 銀 行(~9月)	資金証券部次長	青	砥	政	孝
東京三菱銀行(10月~)	資金証券部次長	林			茂
横 浜 銀 行	金融市場部グループ長	岩	永		健
住 友 信 託 銀 行	総合資金部信託運用チーム長	武	井	祐	司
` ´	ディレクター トレジャリー(~9月)	京	谷		憲
	ディレクター グローバルマーケットファイナンス (10月~)	木	村	ネル	ソン
バークレイズ銀行(2月~)	資金証券部アソシエイトディレクター	箙		将	行
殖 産 銀 行	東京事務所副長	本	間	正	徳
信金中央金庫	市場運用部円貨運用グループ審議役	抽	岡	政	昭
農林中央金庫	資金為替部部長代理(~6月)	新	分	敬	人
	資金為替部部長代理(7月~)	宮	地	茂	夫
野村アセットマネジメント	金融市場トレーディング室次長(4月・5月)	大	竹	敏	夫
	金融市場トレーディング室トレーダー(6月~)	宮	本	康	史
日 興 コーディアル 証 券	決済業務部資金決済課課長	加	藤	裕	Ξ
日 興 コーディアル 証 券第 一 生 命 保 険		加宮	藤野	裕博	三則
第一生命保険					
第 一 生 命 保 険 三井住友海上火災保険 (~6月) 東京海上火災保险	証券業務部課長	宮	野	博	